

第 5 1 回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2007年12月19日(水) 14:00~15:20

2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用742会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員
経済産業省 資源エネルギー庁
放射性廃棄物等対策室 渡邊室長

内閣府

黒木参事官

4. 議 題

- (1) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)運営グループ会合の結果について
- (2) 放射性廃棄物小委員会報告書中間とりまとめについて
- (3) その他

5. 配付資料

- (1) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)第1回運営グループ会合結果について
- (2) 放射性廃棄物小委員会 報告書中間とりまとめ
- (3) 第48回原子力委員会定例会議議事録
- (4) 第49回原子力委員会定例会議議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) それでは、第51回の原子力委員会の臨時会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、一つが、国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)運営グループ会合の結果について。それから、2つ目は、廃棄物小委員会の報告書の中間とりまとめについて。3つ目は、その他となっています。よろしく願いいたします。

それでは、最初の議題から事務局お願いします。

(1) 国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)運営グループ会合の結果について

(黒木参事官) それでは、最初の議題は、GNEPの第1回運営グループ会合結果につきまして、事務局の方から御説明致します。

この会合は、内閣府の丸山政策統括官、それから当室の牧野企画官が出席致しましたが、ちょうど会合が重なりましたので、私の方から御説明します。

第1回の会合、先週でございますが、11日から13日の3日間、ウィーンで開催されました。GNEPの本会合は、閣僚級会合を5月に第1回、9月にウィーンで第2回を開催したところでございますが、その中で、GNEP運営グループの設置が決定されて、今回の会合に至ったということでございます。

1番目に「参加国等」というふうに書いていますが、パートナー国として、第2回GNEP閣僚級会合以降、イタリアとカナダと韓国が「GNEP原則に関する声明」に署名して、パートナー国として参加するということになりました。

この参加国というのは、「GNEP原則に関する声明」に署名した国がそのまま参加国ということになります。

1枚めくっていただきますと、別添1に参加国等のリストが書いてございます。

GNEPパートナー国ということで、今年5月の第1回閣僚級会合の時には日本、アメリカ、フランス、ロシア、中国と5か国が参加しておりまして、9月第2回の閣僚級会合の際に、11か国がそれに加わって、5+11、合わせて16か国が参加したという形になっております。さらに3つの国が加わったという形になっております。

その隣に、パートナー国及びオブザーバー国ということで書いてありますが、パートナー候補国というのは、将来パートナーになることに「関心あり」ということで出席しているこ

と。オブザーバー国は、イギリスですけれども、イギリス以外にもあるのかもしれませんが。関心はあるけれども、パートナーにはならない形で、オブザーバーとして出席したいということで参加している国、他にもあるかもしれませんが、余り区別せずに書いております。

いずれの国もパートナー国のコンセンサスで招待状を出して、それで出席することを表明した国でございます。出席を表明したのですが、セネガルと南アフリカは今回参加しなかったということでございます。

一番右端に、GNEPオブザーバー国際機関等と書いていますが、これはIAEA、GIF、EURATOM、機関等の等はGIFが機関ではなくてフォーラムだと言っているものですから、等としているということであります。今回こういう機関に参加いただきました。

また、1ページ目に戻りますが、今のところでパートナー国とその他の参加国というところを御説明いたしました。

次に、2で、我が国からの参加者であります。先ほど御説明したように丸山統括官以下、内閣府、外務省、文科省、経産省から関係者が出席しております。

別添2に、体制表が書いてありますが、閣僚級の執行委員会（イグゼクティブ・コミッティ）に、日本は岸田大臣を登録してございます。運営グループ（ステアリング・グループ）には丸山統括官以下4名の名前で登録してございます。

それから、ワーキング・グループ（WG）、今回基盤整備ワーキング・グループ、核燃料サービスワーキング・グループの二つができております。その他のワーキング・グループが状況に応じて追加していくという形になっております。

1ページに戻っていただきまして、3のところ、運営グループ会合における主な決定事項であります。（1）で運営グループの議長及び副議長として、米国の議長になり、日本、フランス、中国が副議長に選出されたということです。任期は、いずれも2年、運営文書に書いているものでございます。

（2）がワーキング・グループの委任事項であります。「基盤整備ワーキング・グループ」と「核燃料サービスワーキング・グループ」の二つのワーキング・グループにそれぞれ委任事項についてその内容を決めております。

各ワーキング・グループの方から参加国及び参加者の登録を、米国DOEがその登録箇所になるということで、そこで登録して進められるということになっております。我が国からは、外務省、文科省、経産省からの参加者を登録しております。

（3）が、運営グループの行動計画ですが、運営グループの目標や当面の主な活動予定等

を取りまとめた「GNEP運営グループの行動計画」を決定しております。

(4)として、次回の運営グループ会合であります。次回の運営グループ会合は、ワーキング・グループの活動報告のレビューや次回の執行委員会会合の開催地及び日程の決定などを主な目的として、来年5月に開催するということで決めております。

なお、資料として、別添1は先ほど説明した参加者で、別添2が我が国のGNEPの体制表、別添3からステアリンググループで今回決めましたアクションプランを添付しております。

6ページ以降に、ワーキング・グループの委任事項が書いてございます。6ページと7ページが、基盤整備のワーキング・グループ。8ページと9ページが燃料サービスのワーキング・グループでございます。

それから、12ページ以降に、今後のステアリンググループが今回決めました当面のマイルストーンというのを決めた表が載っております。アペンディックス4でございます。

12ページの一番上の、2007年12月というのが、これが今回のGNEPのステアリンググループの会合のことでございます。

次の欄が、来年1月から6月と書いてございますが、この間にワーキング・グループ、燃料サービスのワーキング・グループとインフラストラクチャーのワーキング・グループを来年初めにはまず1回開くということで考えております。

12ページが一番下の欄、これが2008年4月から7月となっておりますが、一応今回5月に決まったんですが、次回のステアリンググループの会合、第2回の会合を行うということでございます。

その次、13ページであります。ステアリンググループの会合とワーキング・グループはできるだけ交互に、ワーキング・グループをやったらステアリング・グループの会合をやる、というような形で考えておまして、13ページの真ん中辺の2008年の6月から10月の間にこのワーキング・グループの活動を継続し、秋に第3回のステアリンググループを開催するという形で進めたいということが目安で決まっております。

大体、以上のような形でステアリングの会合が開催されました。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何か御質問ございますでしょうか。ありませんか。

では、私から少し。次回のエグゼクティブ・コミッティは。

(黒木参事官) 次回のエグゼクティブ・コミッティは、13ページのこの表でいきますと、後

になるんですけれども。

(近藤委員長) 2 . のカッコの中に書いてある。「ステアリンググループを……」の部分で読むのね。

(黒木参事官) はい。

(近藤委員長) 何が書いてあるか分からないけれども。

(黒木参事官) 次回のエグゼクティブ・コミッティをいつ開く、というのははっきりと決まっていなくて、それで今度春に開かれるステアリンググループの会合で、エグゼクティブ・コミッティ、つまり執行委員会の開催日と日程を決めようということになっています。

日本からは、I A E A の総会が開催された時に一緒に開かれるのが一番都合が良いという話をしておりますが、前回ウィーンで開催したこと、ユーラトムなどから協力が得られるかもしれないという話があるので、今回は決めなかったということです。来年5月に開催する次回運営グループ会合で、決めることになっております。

(近藤委員長) 当面はワーキング・グループ活動が中心になるわけですが、これは、すぐに、動き出すのですか。

(黒木参事官) 日本はもう登録したのですけれども、2つのワーキング・グループを早めに、D O E の方に各国登録していただいて、このワーキングの会合をまずは開くということになると思います。

(近藤委員長) なるほど、手間暇がかかるわけですね。

他に、よろしゅうございますか。

よろしければ、報告を了承し、次に行きます。ありがとうございました。

次は、放射性廃棄物小委員会の報告書の中間とりまとめについて、御説明いただきます。

(2) 放射性廃棄物小委員会報告書中間とりまとめについて

(渡邊室長) 資源エネルギー庁の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先般11月に、取りまとめられました放射性廃棄物小委員会の報告書中間とりまとめについて、御説明をさせていただきます。

お配りしています資料2というもので御説明いたしますが、まず簡単に経緯のところでございます。

24ページを開けていただけますでしょうか。2007年6月6日より4回審議をこのよ

うな形で重ねまして、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業を推進するための強化策というのをまとめた次第です。

委員のメンバーは23ページにあるとおりでございます、森嶋委員長のもとに取りまとめたということでございます。

中身につきまして、6ページの絵に基づいて御説明させていただきます。

一番上の四角のところがございますけれども、まずこれをまとめた経緯でございますが、高知県の東洋町での昨年から今年の春にかけての経緯は皆様御承知のとおりでございますけれども、ああいう形で最終処分事業に関心を持つ地域というのは、これまで現れてきてはいるのですけれども、現時点では文献調査を開始するということには至っていないということがございます。

そんな中で、これまでNUMOが公募という形で、その文献調査の対象の地域というのを募っておったわけがございますけれども、これまでいろいろ検討された地域での経緯というものを顧みると、そこがございますような幾つかの課題が浮き彫りになってきているということでございます。

幅広い国民の理解の獲得ということ、より正確な情報に基づいた地域住民の理解の促進、国がもっと前面に立った取組、それから、地域振興といったような、そういうような課題が浮き彫りになったということございまして、これを踏まえまして、その紙の左側にありますような強化策というのをまとめたということでございます。

まず最初に、1番のところにありますけれども、文献調査を進めるための強化アプローチということで、まず1つ目として、何よりもやはり国民全般への広報の拡充ということでございます。原子力発電というのは、発電量の3分の1を占めている。原子力発電をやっている以上は、日本の場合、再処理ということで、核燃料サイクル事業をやっているわけがございますけれども、そういう中で、必ず廃棄物というものが発生するわけで、それを処分する場所を日本で選定して、処分事業を進めていかなければいけないという、そういう事業というものについてしっかり認知をしてもらうということが、まず必要であろうと。

そのために都道府県単位での説明会を行ったり、マスメディア広報、それから各地域でNPO活動をされている方々にもその理解を深めていただくといったような取組を通して、全国的に幅広く国民の方と会話をしながら理解を進めていただくというのが1点でございます。

それから、2点目としては、地域広報の充実ということで、理解をしていただくというのは全国的な理解と合わせて、何よりも最終処分事業に関心を持っていただく地域の方々の理

解、この2つが合わさってこそ、この最終処分事業というのが進められるだろうと。そういう問題意識でこの地域広報の充実が必要であるというふうに整理をしてございます。これについては、特に最終処分事業というものの安全性ですとか、後ほど触れますが、処分地選定の手続き、それから地域振興といったような、特に地域での最終処分事業を進めることのメリットを含めた、一連の理解促進といったものをしていく必要があると。この辺をきめ細かに準備をして、住民説明会、講演会、シンポジウム、あるいは実際の原子力地域の視察とか、そういったことも含めてやっていく必要があるということで整理をしてございます。

3点目のところ、この強化策のポイントの1つでございますけれども、国が前面に立った取組ということでございまして、先ほども触れましたが、この文献調査を行う地域をどうやって探すかということについては、従来、NUMOによる公募という形で行ってきたわけでございますけれども、この手法に加えて、地域の意向を十分に尊重しながら、国による文献調査実施の申入れということも場合によっては可能とするということで追加するというのがこの3点目でございます。この右側の最終処分地選定プロセスというところを御覧いただきますと、一番上のところの公募というところが先ほど申し上げた従来からやっているNUMOの公募の部分でございます。

その隣に、今回新たに国からも、こういった関心を持った地域に対して申入れをします。もちろん、申入れたらすぐ調査ということではなくて、地元の方で首長が受諾をして初めて文献調査をします。しなければもちろんもう進まないというようなプロセスを想定いたしております。

ちなみに、それ以降は特段変わりはないのですけれども、そこにございますように文献調査が始まって以降も、概要調査、精密調査とこの3段階の調査が行われるわけですけれども、そのステップが終わるごとに必ずその地元の市町村長と都道府県知事の意見を聴くことになっていまして、その時点で、反対ということであれば、もうその先には進まないし、ここでイエスということで初めてその次のステージに進むということでございまして、実は文献調査を始めると、なし崩し的に、最後のステージまで行ってしまうというようなことが東洋町の動きの中でもよく間違えて言われたわけですが、そういった処分地選定プロセス、その手続きについてももしっかり正確に情報提供をしていくことが重要であると考えてございます。

以上が、その1つ目の文献調査、強化アプローチということでございます。

2点目のところは、左側でございますが、地域振興構想の提示ということでございます。

最終処分事業なるものは、やはりその地域と共生する形で進められていくということが何よりその地元にとっても、最終処分事業を進める上でも必要であるということで、過去の経緯の中でよく言われたのは、調査段階から交付金というものを交付するという、そういう制度になっているわけですが、それでも、「金で釣るのか」といった批判もあったわけですが、お金を単に渡すというわけではなくて、しっかり地元が主体的に将来の地域振興の姿を書く。そこのお手伝いを私どもが、国なりNUMOなり電力事業者も参加するような形で、地域振興の絵姿を書いていく。その時に、もっと前の段階で、こういう形での地域振興の絵姿があるのではないかとといったような、モデル的なものを幾つか用意をしておこうというのがこのところでございます、その際も、当該地域だけではなくて、都道府県レベルまで含めた広域的地域の発展の姿ということを書いて提示していくということをご位置付けてございます。

今度右側の3点目のところでございますけれども、研究開発、国際連携の推進というところでございます、特に研究開発のところにおきましては、その研究開発の成果というものを最終処分事業、それから国の安全規制といったところでしっかり活用されるように研究開発を進めていくことが必要なわけですが、その研究開発成果というものをうまく使って、国民の理解に資するような形で使うということも考える必要があるということで、例えば地層処分の研究施設も活用した、地層処分を体感できるような設備を整備したり、それからシミュレーション技術を使って、実際にガラス固化体を地中に埋めて、それがしっかり管理されていくという一連のプロセスがビジュアルに見えるような、そういうバーチャルなものも開発したらどうかというところが、ここに書いてございます。

それから、国際的連携というところでございます、これは、御承知のように、諸外国も最終処分事業の推進ということについては、どこも苦労しながら試行錯誤を積み重ねながら進めているといったような実情がございます。そこについて、やはり横の連携をとって、お互いの取組というものをシェアすることでその国の文化なり考え方に合った取組の参考に使っていくという意味での国際的連携というものが必要ではないか。さらに言えば、海外から当該国にそういった当事者が来られた時に、広く国民の方々にもそういう海外の取組といったものについて、紹介をしてもらうといったような機会も作るということも考えたらどうかということで整理したのが、この国際的連携という部分でございます。

最後の4点目のところでございますけれども、国、NUMO、電気事業者による体制、機能の強化というところでございます、例えばNUMOだけがこの事業をやっていけばいい

とか、そういうことではなくて、エネルギー政策の推進の立場としての国ですとか、それから発生者としての立場である電気事業者、この3者がしっかり連携をとって、こういった強化策といったものを推進ないし、支えていく必要があるということをここで整理をしたということでございます。

以上が、11月1日、パブリックコメントを経まして、取りまとめられたという形になってございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

この改訂内容は、私どもが表明した見解も踏まえておられると評価できるのかなと思う次第ですが、私から口火を切りましょうか。

一つは回収可能性の取扱いです。このことに関連しては国によって言い方や方針が異なる。フランスでは、リバーサビリティ、つまり、いつでも引き返すことができるという方針論、フィンランドのように、既に処分の実施にむけた具体的取組を行っているところではリトリバビリティ、不都合が生じた際の再取り出し可能という技術論がなされる。フランスの場合は、一定の社会的効果を狙って政治的というか、あるいは修辞学的というのは言い過ぎかもしれませんが、そういうところから入ってきていて、これのその意味するところ、必ずしも技術的には確立しておらず、今現場が苦労していると聞いています。しかしこのことも検討すべきではと今年の春に国会において問題提起があり、その際、今後の取組の在り方については、モニタリングとその結果への対応をより明らかにすることはあるかなという言い方ではあったかと記憶していますが、専門家に検討をお願いというニュアンスで引き取られたように記憶しているところ、この小委ではこのことをどのように議論されたか、お教え願いたい。

もう一つは、立地に向けて取組を強化する、国民全般への広報を拡充するとあるわけですが、その取組の数値目標といったらおかしいのかもしれませんが。いつまで何をやるというスケジュールがすべてよということなのかなと思うのですが、一生懸命やっています、やりましたということでも済むのかと。例えば、1年たったら国民のリテラシーレベルがどの位上がるということを目指してやるとか、そういう数値目標がないままに、頑張るぞということを決めたというのでは、いかがなものかという議論もあると思うわけです。そういう意味で、ビジョンを実現する取組の数値的な目標、そういったものについてはどんな議論をされたのかと、皮切りに、この二つを御質問させていただきます。

(渡邊室長) まず、1点目の回収可能性というところにつきましては、本文の19ページの上のところでも触れておりますけれども、一応安全規制サイドの方から、日本では坑道を閉鎖する前の廃棄物の回収の可能性というものを維持するようというところで、回収可能性については、閉鎖前にしっかりキープしなさいということになっております。

ですから、ここを具体的にどうやっていくか、技術的課題はどういうものがあるかといったようなことについて検討を行うということが重要であるというところについては、議論をいたしております。

フランスの方が、回収可能性をどこまで考えているのか、その定義というのはどういうものなのかというのは、今、近藤委員長がおっしゃいましたけれども、どうもぼやっとしていて実際担当者に聞いてもよく分からないというようなこともありまして、フランスの方で今後どういう議論が行われていくかというのは、当然フォローしていきたいと思っておりますし、日本でそういう形で、フランスが初めてというわけではなくて、日本の方でも既にそういう形で、回収可能性を安全規制の観点からやっていくと。坑道閉鎖までにしっかりやるということでございます。その辺の課題というものをしっかり詰めていくということが重要だなというふうに考えております。

それから、2点目の数値目標は、正直言って、この中で具体的な数値を挙げてというようなことでは議論はしておりませんし、放射性廃棄物小委員会の委員の方からもそういう議論は出ておりません。ただ、ここで強化策というのを言いつばなしということではなくて、しっかりこの小委員会の場でも、この強化策というものを実行されているのかといったようなところのレビューはやっていく必要があるということで議論が出ておりますので、その辺は、森嶋委員長とも相談しながらやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

(近藤委員長) 他に。はい、松田委員。

(松田委員) 各国では、高レベル廃棄物処分に関する施策の推進を評価するための第三者機関があり、施策の進み具合を積極的に見守っていくシステムがあるのですが、日本ではどこがそれをするのかその点については、御議論がなかったのかどうかということ。

それと、都道府県単位の説明会というのも実際にやろうと思っても、都道府県の方で協力してくれないという状況があると伺っていますが、具体的にそれをどういう形で、打開していくのか。原子力委員会にはどういうことをしていただきたいということがあれば、一緒に考えることができると思います。

最後に、地域振興構想について。これから専門委員会ができるとのことですが、過去の地

地域振興構想の中で出てきた、委員のメンバーを見ますと、団体の長が多い。しかし、地域振興構想ということであれば、もう少しいろいろなところから、デザイナーの方だとか、女性達とか、頑張っているNPOとか、委員会のメンバー構成というのが非常に大事になってくると思いますから、それをお考えいただきたい。あわせて既にNUMOでも3年ほど前に、地域振興構想の下地ができているはずなんです。それが今回の地域振興構想とどういうふうになるのか、または全く別のものなのか、以上4点ほどお尋ねします。

(近藤委員長) それでは、ここまでについて渡邊さん、御発言をどうぞ。

(渡邊室長) サポート的な御意見を含めて、どうもありがとうございます。

まず、評価という意味におきましては、放射性廃棄物小委員会というものが、総合資源エネルギー調査会という、経済産業大臣に対する諮問機関という位置付けの中で、そのある手法を第三者的に、国に対して政策提言をしていくというところで、出てきたのがこの中間取りまとめということで、そこで提言された政策をレビューしていただくというのは、政策を提言されたサイドからやってもらうのがまずは重要かなというふうに考えております。

したがって、第三者というのが小委員会の先ほどのメンバー、御覧いただくと、消費者代表の方も含めまして、中立的な方にもメンバーとして入っていただくような形で、レビューしていただけるというふうに、今の時点ではとりあえず思っております。

それから、2点目の都道府県での説明会ということにつきましては、いろいろ準備をしまして、おかげさまで、1月10日に東京で1回目をやるということで、先日発表させていただきました。

自治体の方々には、御協力いただける、可能な範囲で協力いただきながらやっていくということをごさいますして、この辺もいろいろ我々の趣旨等々をお話することで理解は得られてきたかなということで、実際にこうやって個別の地域でやっていくということが、実現になってきております。一応年度内に10か所やることで、準備を進めているということをごさいます。

また、この都道府県説明会に限りませんけれども、ぜひ可能な範囲でというか、まさに今松田委員の方から御提案ございましたけれども、委員の方にも機会があれば、こういった形で国民の方に御説明いただくようなこともあってもいいかなというふうに思っております。

それから、地域振興のところにつきましては、いろいろ地域振興のアイデアというものがいろいろな視点から出てくるように、今、松田委員がおっしゃったように、メンバーという意味でも工夫をしていきたいと思っております。

NUMOが数年前に作ったというのは、我々も認識をしております、数年前に作ったということで、時間も経っているということもございますし、より広域というか、当該市町村だけではなくて、先ほども申し上げましたけれども、都道府県、その市町村が所属する県という、広域的な視点も含めてモデル的な絵を描いていくという意味で、この地域振興の絵を描いていきたいというふうに考えているところでございます。

(近藤委員長) はい、伊藤委員。

(伊藤委員) 今回のこの中間報告ですが、原子力委員会もこの3月と6月に高レベル廃棄物の処分の取組について、2回見解を出していますが、いずれも共通しているのは国民の理解を求めるために、学習機会を整備しなければいけない、あるいはその地域との共生をよく考え、あるいはNUMOの役割強化をする等、基本的にはそれを踏まえた結果になっていると思うので、問題はやはりそれをどう具体化していくか。さらにこれを今後実効あるものにいかにしていくかという、そこが一番のキーポイントだと思います。

諸外国の例も言及されましたが、スウェーデン、あるいはフィンランドとかなり進捗している状況ですが、しかしあの状況をよく聞いてみましても、やはり非常に長い年月の失敗の中から、今の状況が生まれている。

それぞれの環境、文化に応じたやり方が当然あるわけで、しかし共通しているのはその地域の理解を得るに当たって、地域の中に深く溶け込んで、そして地域の一員として認められるような状況の中から理解を得ていること。これはやはり非常に共通した問題だと思っております。

いずれにしても、日本は日本のやり方というのが当然あるわけなのですが、これからやっていく時に、それぞれ国、あるいはその実施主体としてのNUMO、あるいは発生者責任としての電気事業者、電気事業者は特に地域にいろいろなネットワークを持っているという中で、やはり従来のやり方それぞれが、従来やってきたものの効果、成果というものを改めて吟味し直しながら、さらにどうすればもっと良いやり方になっていくかということをよく考え、そして常にPDCAを回しながら、成果を上げていくということが大事なことだと思えます。

ここで指摘されていることは、それぞれ方向としてはいちいちもっともだと思います。問題は、これをいかにそれぞれが実効あるやり方で成果を上げていくかということだと思います。今後とも、そういう点で、良く御指導の方もお願いしたいと思います。以上です。

(近藤委員長) 他に。田中委員、どうぞ。

(田中委員長代理) 東洋町の経験が契機になって、見直しが図られたわけですが、今後勉強会とか、いろいろなケースがこれから出てくると思います。その時に、うまくいけば良いのですけれども、うまくいかない場合、そのことをよくきちんと把握して、次に生かすように、P D C Aという言い方になるのかもしれませんが、そういう経験を踏まえて一步步前進するようにしていただきたいということをお願いします。

(渡邊室長) 私どもも、本当にこういう広報活動を含めて、これまで何十年と積み重ねてきたものがあるわけではないですから、まさに両委員からも御指摘があったように、試行錯誤をする中で、常に次のいろいろな活動に生かしていくということが、重要であるし、そういう中で、より理解を得るのに適したやり方ということを常に模索するというか、そういう意識で、反省点を次に生かすという形でやっていきたいと。

時間的な余裕が決してあるわけではないので、しっかりスピーディにやっていくということをやっていききたいと思います。

(近藤委員長) はい、それでは、広瀬委員。

(広瀬委員) 今度、国の役割もかなり重要になってくると思うのですけれども、その際NUMOの役割は大きいと思います。それでこの中間報告を読みますと、NUMOのきめ細かな活動とか、そういうことは書いてあるのですけれども、NUMOという組織そのものをどういうふうに変えたらいいとか、あるいはその中でももう少しこういう部局が必要だとか、あるいはここは、余り活動してないとか、そういう具体的な案というのはないのでしょうか。

(渡邊室長) NUMOにつきましては、やはりここに書かれたことを踏まえて、立地とそれから広報というのが1つの部だったんですね。これを10月にかけてそれぞれ専属の部隊を設けたということで、やはり立地と広報というのは密接不可分で、表裏の関係というのですか、個々の連携はもちろん必要ですけれども、それぞれしっかりやる部隊を整備したということで、それが今回の中間取りまとめを受けてNUMOが早速やった組織再編ということでございまして、現在その体制のもとにやっているということでございます。

したがって、試行錯誤と申し上げましたけれども、今後も何かまたこうした方がいいということで、また問題が出てくれば、当然それをやっていくということではないかと思っております。

(近藤委員長) 私が、数値目標と申し上げたことについて、お考えをお聞かせいただいていないように思うのですが、これは皆さんの御意見に関係しているんです。例えば、年度内に10回、説明会かシンポジウムを行うと。しかし、そういうことは過去にもやっているのです

よね。だから、それで受ける側の国民の何がどう変わるのか。こういうことを期待してやるのだとして、それを計測しながら、工夫していくとかしないと、終わったところで、実は何も変わっていませんということになってしまう可能性が高い。だったらやらない方がいいということになりませんか。効果を求めてやるのなら、政策論争なのか、方法論争なのか決めてその場で論争をやるのだと、政策対話だと、市民からの本当に良い提案があれば、それは政策に取り込んでいくという、そういうつもりでやる、説明じゃないと、そういう覚悟を持ってやるべきものという考え方もあるんですね。専門家が良いことを言いますから、聞いて分かりなさいというやり方とは違うものが求められていると思います。

私は、専門家の話になるほど得心する機会を持つのはきれいじゃないけれども、受取り方は受取る方が総括するところ、今の社会の雰囲気は、ある意味では、そういう対話を通じて、参加して発言して効果感を感じる、テレビの番組でもそうでしょう、うまくやっていないのはあらが見えてしまう、演出があって、その巧拙がもろに出ているのですけれども、人々はそういうことで、そういうのが当たり前と思う、そういうのを国民が重要視する時代になっているように思うんです。だから、そこに関わったという感想が聞かれるような運営をお考えにならないと評価が上がらないのではと思う。そんな思いがあるので、そうでなくてもいいけれども、いろいろやり方を考えるべきと思うところ、目標無くして計画なしですから、目標設定が大事と申し上げたわけです。

それから、レバーシビリティやリトリバビリティも、おっしゃるとおり、まさに定義がはっきりしないんだけど、技術的には100年後にこういうことをしますということを決めて、それが正しいとして諸般の準備をずっと進めていくんですけども、その段階に立ち至ったときに正しくないということが分かった時に対策がとれるようにしておく。いわば、安全確保という目標に係るリスクマネジメントのためにリトリバビリティを備えた処分活動を設計するという、この書き方は、多分そういう考えで、この問題を検討されておられるのかなと思うのですけれども。

ですけれども、国会におけるあの議員の問題提起は、100年後、もっと新しいものを後世の世代が選択する権利を奪わないという、そういう不可逆なことをしないんだという意味でのリバーシブルであることの社会的合理性を政治的に発したものと私は理解しています。それは人に訴えるものがあるんですね。ただ、そういう可能性を前提としたシステム設計をするのが合理的じゃないかと言われて、技術的には、貯蔵ではなくて処分だとするなら、どこかで手を離すべきなのに、そういうことのために地層の持つ包蔵機能を悪化させたり、果

ては利用しないことになってしまうのはかなわないなと頭を抱えている、フランスも悩んでいるとは思いますがね。

私も、それを言っちゃって、それを制度化しましょうと取り掛かると、ビジネスモデルが不確実性を抱え込んでしまうと。今は100年後に閉鎖ということでお金もいただいているんだけど、それも根拠がなくなってしまうとか、いろいろ考え出すと、それはそれで説明として十分あると思うんだけど、制度設計の前提条件としての無謬性を自ら崩すというのはどうもやりにくいなと、そういう判断がある。だから、私も答えを持っているわけではないんですけど、ただ世の中で、この地球上において、そういうようなものの考え方をする人もあるということもまた現実で、そういうものが我が国のそういう政策対話の場に、問題提起される可能性はあり、それが、ある程度の規模のグループからの提案であれば、当然に検討すべき。勿論、そうなると、原子力委員会としてもその場を確保しなければならないというふう

に思っているんですね。

ですから、御説明される場合にも、そういう技術論で整理していいというなら、世代をまたぐ責任の継承の問題というか、後世の選択の機会を奪わないという立論に対する正当性のある反論とか、十分にディスカッションできるようにしておいていただきたい、原子力委員会としても、そこは責任があると考えつつ、そこはどうされたのかなと思って申し上げたのです。

それから、都道府県知事さんの問題ですけども、今回の催しについて、地方自治体からも御協力を頂けるというわけですけども、オフィシャルという言葉は適切かどうか分かりませんが、国として全国知事会とかで、地方公共団体の長に対して、国の施策がかくあるということについて、説明をして意見交換をする、そういう場というのはお持ちなんですか。大臣がそういう知事会で御説明して意見を交換するとかですね。

新聞では、そういう会合には、総理大臣が呼ばれているぐらいで、なかなか個別具体的な政策について、国が説明する機会がないのかなと思います。あるいは総理大臣に知事会に行っていただく時に、こういうことをお話ししていただきたいと注文をつけることもあるのかなと思いますが。私どももいろいろな形で、地方公共団体と国の関係について、この間の地域共生の政策評価の結果に関しての関係者への提言においても御尽力をお願いしたわけですけども、接点の設定が難しいなと感じています。立地自治体となれば、それなりの過去の経緯からして接触の場があるわけですけども、立地地域ではない地方公共団体との接点ということについては、原子力委員会としてはほとんど思いつかない。経産省なら、出先もあり、

いろいろ接点をお持ちなのかなとは思いますが、その辺についての働きかけというのは、御尽力をお願いできるのではとまっているところです。

ちょっと、御説明に関連して感想を申し上げました。

(渡邊室長) 非常に貴重な意見を伺えたというふうに思っております。

さっき申し上げたように、数十年やって、ある程度作業がスタンダード化しているという分野ではないので、こうやっていろいろな方のアドバイスを頂きながら、この事業がちょっとでも早く進めるようにという視点で、今後の取組も工夫していきたいというふうに思います。

そういう意味で、まだまだ今委員長がおっしゃられたような、回収可能性の話の一つとっても、ものすごくたくさん論点があるという問題だと思います。安全性、コストとかいろいろございますし、先ほどの自治体との接点といったようなことについても、その辺やはり全国的な理解を深めてもらうと。

例えば、世の中で言えば、CO₂とか、ごみの分別回収とか、あの辺はもう家庭レベルまで完全に浸透しているんだと思いますけれども、本当にそういうようなところまで行けるように努力した結果が、事業が進むというようなところもあるのかなと思ったりしまして、いずれにしましても、ぜひ今後も委員の方々の御指導を仰ぎながら、また御協力も仰ぎながら進めたいと思います。

(近藤委員長) 他に、よろしゅうございますか。

はい、伊藤委員。

(伊藤委員) 今の委員長のリバーシブル、リトリーバブルのお話を聞きながら、ちょっと頭の中をよぎったことがあるので、ちょっと言わせていただきたいと思うんですが、このリバーシブル、リトリーバブルというのは、定義をどこがやるのかと調べてみたんですが、確か1980年代か90年代に、IEAかどこかで、リトリーバブルというのは、これは閉鎖するまでの間に、技術的に回収可能性。

それから、リバーシブルというのは、閉鎖する閉鎖しないということではなくて、ずっと後世代まで、手順も含めて元に戻れるという、だから単純な技術的な回収可能性ではない概念を持っていると。そんな議論がなされていたのをどっかにあったなとまっているんですが。

そういう目で今話を聞きながら、19ページのところで、この廃棄物処理の議論というのは、一番上のところですが、施設閉鎖前の技術的な確認事項や廃棄物の回収可能性等について、海外の事例を参考として検討を行うことが重要と考えられる。

その前、18ページの一番下のところは、ここで言っていることは、閉鎖する前には安全性を十分確認した上で閉鎖すると、法律はそうなっているということで、決して自動的に閉鎖されてしまうということではないということ、そういう意味でのリトリバビリティは、それまではリトリバブルでなければならないというふうに入っているけれども、多分こういう意味だと思うんですが、この部分というのがそういう技術的な確認事項や回収可能性については、あくまでさっき言った意味でのリバーシブルではなくて、リトリバブルという意味での技術的な検討を深めていくと、そういうあくまでも今の枠内、今の仕組の枠内で考えていくという、こういうことを廃棄物処理では議論したという、こういうことなのか、あるいは先ほど委員長が言われたように、もっと広い概念まで含めてこれから検討していくんだという、そういう意味なのか、そこをお伺いしたいと思います。どういう議論がされたのか。

(渡邊室長) この小委員会の方では、そんなに多くの議論をしていません。先ほど申し上げたように、安全規制サイドからの回収可能性ということが求められているということで、それを踏まえて、それを実現するためにどういう技術課題があるかということについては、引き続き今後検討をやっていく必要があるというようなことを議論したということでございます。

それで、ただ、そういう社会的受容性を高める観点からの回収可能性みたいな話というのでも議論としては出ていますが、そこについては、十分な議論、発展まではしていませんので、そこまではこの報告書には書いていないということでございます。

そこが先ほど申し上げたように、多分、いろいろな課題があるというふうに思いますので、いずれにしてもこの小委員会ではそこまでは議論していなくて、明らかに安全規制サイドの方からもやっていただきたいということを踏まえて、回収可能性を実施するための技術的課題というのを検討する必要があるということでございます。

(伊藤委員) あくまでも今の枠の中で試すべき、ということですね。

(渡邊室長) はい。

(近藤委員長) 原子力委員会が地層処分という行為が適切と決めたところに従えば、定義がそうなっているということで、それに従ってやっていただいているということだと思います。ですから、応用問題として、経産省の廃棄物小委員会がその方が実現可能性が高いから、そのように解釈して事業を進めたいとおっしゃるのは、それはそれで原子力委員会としては別に駄目だということではないと思いますが、それは原理原則から議論すべきことと整理していただいたとしたら、それは原子力委員会としてきちんと受け止めて議論すべきことで

あるし、委員会としても自分たちの決めたことをチェックアンドレビューする過程でこの過去の決定を見直すことは選択肢としては当然にあり得る、そういうカテゴリーの問題であるということを今日は確認をしたということによろしいのかなというふうに思います。

それでは、今日はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

(渡邊室長) ありがとうございました。

(近藤委員長) それでは、次。

(3) その他

(黒木参事官) 次は、特に議題はございません。

(近藤委員長) 各委員は、何か御発言はございますか。

では、次回予定をお願いします。

(黒木参事官) 次回予定でございますが、来週12月27日木曜日の14時から場所は共用643会議室です。

予算の政府原案の決定後、その速報を毎年報告しておりますが、多分24日前後になるという話で、その報告と冒頭お話がありましたFNCAの報告。遅れていますので、それを今のところ予定しております。

(近藤委員長) よろしゅうございますか。

それでは、今日はこれで終わります。

ありがとうございました。

- 了 -